

先進船舶の導入等の促進に関する基本方針の 一部を改正する告示案について

1. 背景

海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 39 条の 10 第 1 項において、国土交通大臣は、先進船舶の研究開発、製造及び導入（以下「先進船舶の導入等」という。）の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとされており、これを受けて「先進船舶の導入等の促進に関する基本方針」（平成 29 年国土交通省告示第 887 号。以下「基本方針」という。）が定められている。

今般、基本方針において「先進船舶の導入等の促進の目標」として設定していた期日を迎えたことから、先進船舶の導入等を巡る近年の国際情勢等を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 概要

- 基本方針について、以下の改正を行うほか表現の適正化等を行う。
- ・ 1.（1）「先進船舶の導入等の促進の意義」について、海運・造船業等に関する時点の古い記載を削除する。
- ・ 1.（2）「先進船舶の導入等の促進の目標」について、2035 年までの目標を定める。
- ・ 2.（2）「個別の分野における施策の方向性」及び 3.（3）「造船事業者が講ずべき措置」について、代替燃料船に関する記載の時点更新を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 9 月下旬
施 行：令和 8 年 10 月 1 日